

支出負担行為担当官  
防衛省大臣官房会計課  
会計管理官 平下 一三  
(公印省略)

## 公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

## 記

## 1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
KX-015	軌道上での自国衛星の監視・防衛技術に関する研究（周辺監視装置）	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和10年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和8年2月12日(木) (10:30)

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
  - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うとする者でないこと。
  - (6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
  - (7) 上記（3）の等級かわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和8年1月8日(木) 12:00までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値以下の中の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上 2件 1件	15 10 5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上 7～8人 5～6人 3～4人 1～2人	15 12 9 6 3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上 9～10人 7～8人 5～6人 3～4人 1～2人	6 5 4 3 2 1

注：1 特許には、海外で取得したものも含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-S t a r t u p 又はJ-S t a r t u p 地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免 除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 入札に関する条件（仕様書1.4 e)～h)に定める本業務の実施体制並びに仕様書5.3 (1)～(3)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること  
(提出期限：令和8年1月13日(火) 12:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。)。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp>)を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年2月9日(月)

までに、下記担当者必着分を有効とする。

- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。  
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス : naikyoku\_chotatsu\_mailmagazine@ext.mod.go.jp  
メール件名 : 「件名:○○○」 入札案内送信依頼  
添付ファイル : 資格審査結果通知書(全省統一資格)の写し  
防衛省大臣官房会計課契約係 押川 電話 03-3268-3111 内線20823

## 適合条件

### 1. 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- a) 衛星搭載型の光学センサ及びレーダセンサに係るシステムの開発において、国又は国立研究開発法人から過去5年以内に契約の実績を有すること
- b) 静止軌道に配置される衛星システムの開発・製造・運用及び環境評価について、国又は国立研究開発法人から過去5年以内に契約実績を有すること。
- c) 真空中で荷電粒子を照射することで供試体を帯電させ、帯電放電の特性を取得できる装置を有すること。
- d) ミリ波センサについて、国又は国立研究開発法人から過去5年以内に契約実績を有すること。または、過去5年以内にミリ波モジュールの製造実績を有すること。

### 2. 提出書類

提出書類の形式等については以下のとおりとする。

- a) 書類の形式  
1の条件を満たすことが客観的に示されているものであり、形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示するとともに、社印を押印のうえで綴るものとする。
- b) 提出部数  
各1部
- c) 提出期限  
令和8年1月13日（火）12：00
- d) 虚偽がないものとする。
- e) 書類提出後、官側から細部補足資料等及び社内監査を求める場合がある。
- f) 提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前日（前日が土日祝の場合は前営業日）の17時15分までとする。

## 仕様書

品 件 名	軌道上での自国衛星の監視・防 御技術に関する研究（周辺監視 装置）	作成年月日	令和7年12月16日
		作成部課名	防衛政策局戦略企画参事官

## 1 総則

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、「軌道上での自国衛星の監視・防御技術に関する研究（周辺監視装置）（以下「本事業」という。）」について規定するものである。

## 1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は表1のとおりとする。

表1 用語及び定義

番号	用語	定義
1	周辺監視装置	衛星の周辺状況を監視するセンサの総称
2	中軌道	地球の上空約5,100km前後の円軌道をいう。
3	静止軌道	地球の赤道上空約36,000kmにある円軌道をいう。
4	C C D	Charge-Couple Device の略。光を電荷に変換し、順次転送して画像を形成する半導体センサをいう。
5	S A P	Solar Array Paddle の略。人工衛星の動作に必要な電力を供給するために、太陽光を受けて電力を発生させる展開式の太陽電池パネルをいう。
6	熱制御材	温度変化から機器を保護するための材料
7	宇宙環境センサ	衛星に搭載し、周辺環境を測定するセンサ。
8	放射線影響センサ	放射線による機器の劣化又は、異常の発生を測定するセンサ。
9	材料帶電センサ	放射線による材料内部の帶電分布を測定するセンサ。
10	電子線センサ	電子線をエネルギー毎に測定するセンサ。
11	ミリ波センサ	ミリ波を用いて距離を測るセンサ。
12	ミリ波モジュール	ミリ波センサに用いるモジュール。ミリ波の送受信機能を有する。

### 1.3 引用文書等

この仕様書に引用する以下の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。引用文書等に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容を優先する。

#### 1.3.1 法令等

- a) 知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）及び同関連規則
- b) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）及び同関連規則
- c) 不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）及び同関連規則
- d) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）  
（防装序（事）第 137 号。令和 4 年 3 月 31 日。以下「情報セキュリティ  
通達」という。）
- e) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7 年 1 月 28 日変更閣議  
決定）

### 1.4 契約相手方の条件

契約相手方は、本事業の実施に当たって次の条件を満たしていること。

- a) 衛星搭載型の光学センサ及びレーダーセンサに係るシステムの開発において、国又は国立研究開発法人から過去 5 年以内に契約の実績を有すること。
- b) 静止軌道に配置される衛星システムの開発・製造・運用及び環境評価について、国又は国立研究開発法人から過去 5 年以内に契約実績を有すること。
- c) 真空中で荷電粒子を照射することで供試体を帶電させ、帶電放電の特性を取得できる装置を有すること。
- d) ミリ波センサについて、国又は国立研究開発法人から過去 5 年以内に契約実績を有すること。または、過去 5 年以内にミリ波モジュールの製造実績を有すること。
- e) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- f) 前記 e) の業務従事者が、上記 a) から d) に関する業務に従事した経験を有すること。
- g) 上記 e) の業務従事者が前記 f) に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）等を有すること。
- h) 前記 g) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

## 2 本事業に関する要求

### 2.1 概要

近年、宇宙空間における安全保障環境は急速に変化しており、宇宙空間の利用における脅威やリスクも拡大している。そのような中、我が国の重要な宇宙システムをこれら脅威から守るための技術の確立が急務となっている。そのため、自国衛星に対するデブリや悪意ある妨害行為の対策として、接近等不審な行動の早期把握を可能とする周辺監視装置を搭載した監視・防御能力を有することが重要となる。また、その際軌道上においては強力な放射線等の環境に曝されることから、衛星に搭載する機材には高い環境適合性が求められることとなる。

上記背景を踏まえ、本事業では周辺監視装置について必要となる技術及び軌道上の環境を測定するために必要な機器の検討・試作を行うとともに、高放射線に曝される等の厳しい環境において、衛星システムを構成する各機材が正常に動作することを確認するための環境適合性の評価を実施し、その結果を踏まえ、衛星システムの構築に必要な検討を行い、将来の衛星システム整備の資とすることを目的とする。

### 2.2 要求事項

周辺監視装置に必要となる技術の検討、試作を行うとともに、衛星システムを構成する機材の耐環境性を測定・評価し、得た結果を基に周辺監視装置を搭載する衛星システムの検討を実施する。

### 2.3 実施内容

契約相手方は、放射線環境が厳しい宇宙環境に耐える周辺監視装置の開発を行うにあたり、当該環境における放射線の影響を想定し、放射線対策について検討・検証を行う。具体的には、衛星システムに搭載される部品に対する放射線試験を実施し、のちのシステム検討に資するデータ取得を行うとともに、取得したデータに基づく環境を踏まえたシステム検討を行う。また、軌道上の環境測定を目的とした宇宙環境センサについて、検討及び要素開発を行う。

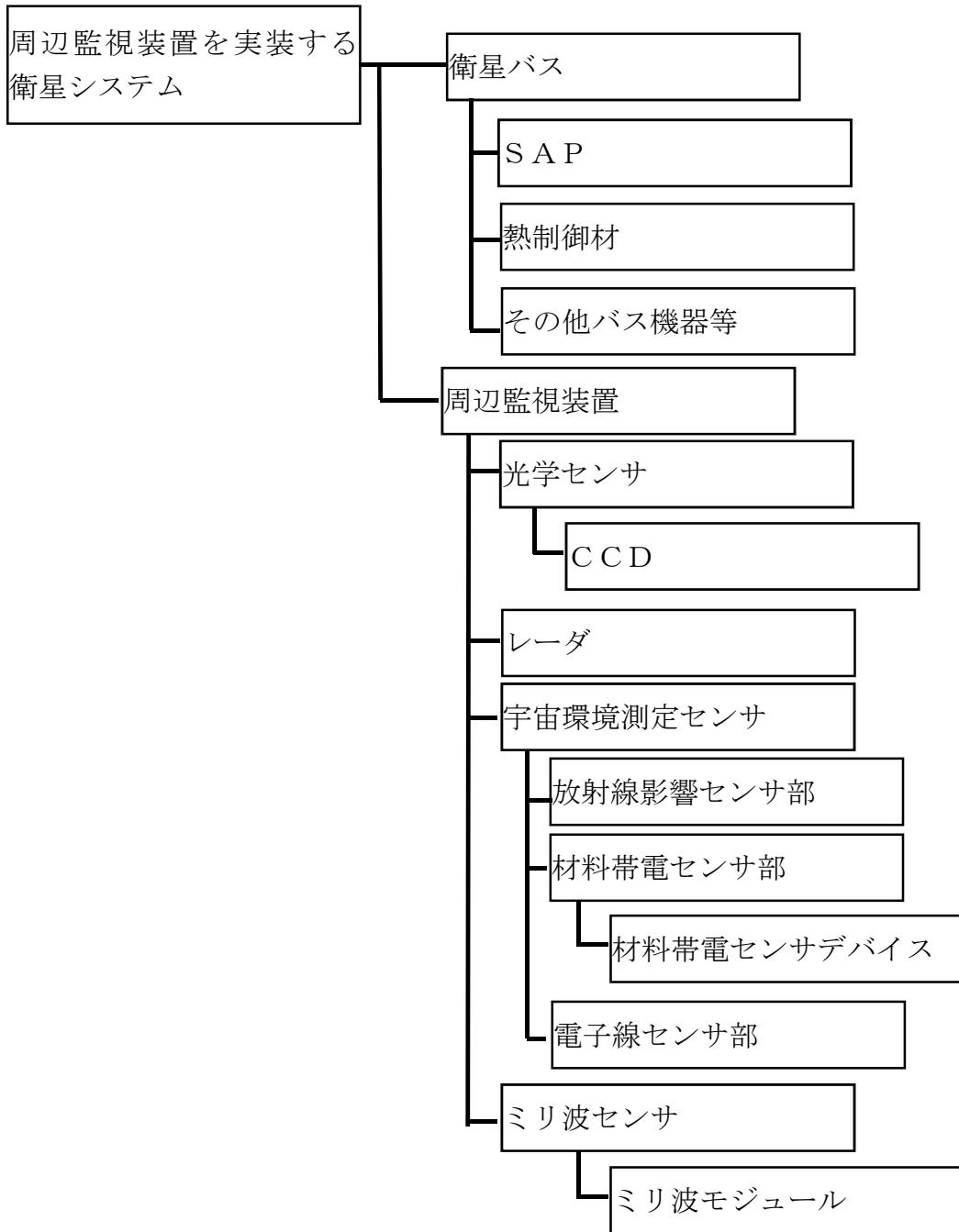
なお、役務における各検討において、実現にあたっての技術的リスクが存在する場合は、当該リスクの詳細、当該リスクが開発及びスケジュールに与える影響並びに当該リスクの解決策について導出する。具体的な解決策については、成果報告書に纏めるものとする。

検討の詳細は、以降に示すとおりとする。なお、追加で検討の必要が生じた事項について行うことを妨げるものではない。

#### 2.3.1 周辺監視装置を搭載する衛星システム

検討する周辺監視装置を搭載する衛星システムの構成を図 1 に示す。

図 1 周辺監視装置を搭載する衛星システムの構成



### 2.3.2 周辺監視装置開発

- a) 今後の中軌道及び静止軌道に配備する衛星システムに搭載する機材として、当該軌道に適した、表 2 に示す仕様を有する宇宙環境測定センサに必要となる技術の検討、開発を実施する。なお、各センサについては、衛星への搭載

を想定し、小型化を図ること。また、詳細仕様については、検討結果を踏まえ、最適な仕様を設定すること。

表 2 宇宙環境測定センサ基準仕様

項目	基準		備考
放射線影響センサ部	質量	5kg 以下	
	寸法	150mm×250mm×150mm 以下	
	電力	15W 以下	
	方式	吸収線量：RADFET 方式 シングルイベント：ビット反転計測方式	
材料帶電センサ部	質量	10kg 以下	
	寸法	300mm×300mm×100mm 以下	
	電力	35W 以下	
	方式	帶電：パルス静電応力方式	
電子線センサ部	質量	20kg 以下	
	寸法	250mm×200mm×150mm 以下 (検出部) 200mm×300mm×100mm 以下 (処理部)	
	電力	20W 以下	
	方式	電子線：半導体検出器	

b) 宇宙環境測定センサは、電子部品の吸収線量の把握、材料内部の帶電状況の把握の機能を有するものを検討すること。

### 2.3.3 放射線試験

衛星システムを構成する機材の耐環境性を確認するために、以下に示す放射線試験、評価及び検討を行うものとする。放射線試験にあたっては、実施内容を放射線試験計画書及び試験結果を試験報告書として纏め、官に提出するものとする。

- a) 周辺監視装置を搭載する衛星システムに搭載する、CCD、SAP、熱制御材、材料帶電センサデバイスに対して、放射線環境検討として低軌道(250km～1,082km付近)、中軌道(4,986～5,500km付近)及び静止軌道(35,786km付近)の各状況下における耐環境性の課題整理、対策案の検討を行い、課題を有すると判断した機器等について、電子線等を用いた放射線試験による耐性の評価を行い、今後の衛星搭載機材の放射線対策の資とする。なお、検討の結果、上記以外にも放射線試験の必要性があると判断した場合、追加の放射線試験実施を妨げないものとする。
- b) a)において実施した放射線試験の結果に基づき、衛星システムに搭載する機材に必要な対策を検討する。
- c) b)において検討した放射線対策を適用したうえで、要すれば再度放射線試験による評価を行い、放射線対策の有効性を評価する。

### 2.3.4 システム検討

- 周辺監視装置を搭載する衛星システムについて、以下の検討を実施する。
- a) 放射線試験の結果を踏まえ、当該環境における衛星システムの概念設計を実施する。
  - b) 衛星システムに対する地上システムについて、構成、運用フローを踏まえた計画立案・画像処理の検討を実施する。
  - c) 衛星システムの運用について、運用シナリオ及び運用フローの検討、整理を実施する。
  - d) 衛星システムのミッション成立性を評価するために、軌道解析、推薦解析、撮像性能解析、通信設計解析、伝送性能解析を実施する。
  - e) ミリ波による周辺監視機能を実装する場合、最大探知深度、距離分解能の要求仕様値に対して、電力、アンテナ、質量等リソースの観点から、システム成立性評価を行う。
  - f) システム検討の結果を成果報告書へ纏め官に報告するものとする。

## 3 その他の要求

### 3.1 実施計画書の提出

契約相手方は、契約締結後速やかに官と調整の上、役務実施計画書を提出する。なお、役務実施計画書には、次の内容を含めるものとする。

- 1) 役務の実施体制
- 2) 細部実施項目
- 3) 実施日程
- 4) 実施要領
- 5) その他役務実施に必要な事項

### 3.2 官民調整会

契約相手方は、官との調整の上、隔月1回を基準に官民調整会を実施し、進捗状況、事業における課題並びに対策、事業の方向性について調整するものとする。官民調整会終了後、契約相手方は、議事録を作成し官側に提出するものとする。

### 3.3 成果報告会

契約相手方は、本事業の成果を成果報告書として纏めるとともに、表3に示す成果報告会を実施するものとする。なお、成果報告会の細部については、官との調整によるものとする。

表3 成果報告会

名称	実施場所	実施時期	備考
成果報告会	防衛省 市ヶ谷地区	令和10年3月(基準)	

- a) 議事録を作成するものとする。議事録は1部を電子データで官に送付するものとする。
- b) 使用する資料はMicrosoft® Word、同Excel、同PowerPointを使用して作成するとともに電子データ(CD-R又はDVD-R)にて提出すること。
- c) 技術的な説明に関しては内容や書きぶりを平易にするように努め、通信工学及び宇宙工学の知見を有さない者等にも理解が容易になるように専門用語の使用を極力限定するなど、理解を容易にする措置を十分に講じるものとする。

#### 4 提出文書及び納入物

契約相手方は、以下に示す提出文書及び納入物を規定された時期までに官に提出すること。

なお、ドキュメントは、Microsoft® Word又はPowerPointと互換性のある閲覧及び編集可能なファイル形式で作成し、電子媒体(CD-R又はDVD-R)により提出することを基準とする。これらにより難い場合は、事前に官と調整することとする。

- a) 官民調整会や成果報告会等の場における官側からの指摘事項について、提出書類及び納入品に適切に反映するものとする。
- b) 技術的な説明に関しては内容や書きぶりを平易にするように努め、宇宙工学の知見を有さない者にも理解が容易になるように専門用語の使用を極力限定するなど、理解を容易にする措置を十分に講じるものとする。
- c) 公刊文書を情報源とする場合は、1次資料を基本とし、報告書等で引用する場合は出典を明記するものとする。
- d) 取材先及び協力先がある場合は、そのリストを掲載するものとする。
- e) 本文中に引用した引用文献等については、その典拠を注のかたちで示すものとする。なお、引用しなかった参考文献等については、参考文献リストとして掲載するものとする。また、これらの標記の方法については、国際安全保障学会の執筆要綱に準拠するものとする。
- f) 不正競争防止法等に基づく社外秘等を含む場合は同法等に基づき表示するものとする。

g) 提出文書及び納入物は、部外の求めに応じて開示することができるので、取材先及び協力先との関係等の理由で開示が不適当な事項については、不適当である理由を別途とりまとめて1部提出するものとする。

#### 4.1 提出文書

契約相手方は、表4に示す提出書類を提出するものとする。

表4 提出文書

番号	名 称	数量	提出時期	提出先
1	業務従事者名簿	1 部	契約締結後速やかに	防衛省防衛政策局戦略企画参事官
2	役務実施計画書	1 部	契約締結後速やかに	
3	官民調整会議事録	1 部	官民調整会終了後速やかに	
4	成果報告会議事録	1 部	成果報告会終了後速やかに	
5	放射線試験計画書	1 部	試験開始前までに	
6	放射線試験報告書	1 部	試験終了後	

#### 4.2 納入物

納入物を表5に示す。

表5 納入物

番号	名 称	数量	提出場所	提出時期	備考
1	成果報告書	1 部	防衛政策局 戦略企画参事官	令和10年3月31日	

### 5 その他の指示

#### 5.1 役務期間

契約締結日～令和10年3月31日

#### 5.2 監督・検査

監督・検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

### 5.3 情報保全

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）、その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、1.3.1項（6）装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日。）における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- (1) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保証する履行体制
- (2) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保証する履行体制
- (3) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制

### 5.4 知的財産の取扱い

知的財産の取扱いは、研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令（昭和48年防衛庁訓令第49号）及び研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて（装技振第7243号 31.3.29）における別紙1“研究委託性のある請負契約などにおける知的財産の取扱要領”に対応して付される、知的財産の取扱いに関する特約条項の規定によるほか、以下によるものとする。

- a) 契約相手方は、契約書又は仕様書の定めるところにより官に提出された著作物（著作権法第10条第1項第9号で規定されるプログラムの

著作物を除く。) に関する全ての著作権 (同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。) を、納入と同時に官に譲渡し、また、契約相手方は著作者人格権を行使せず、契約相手方は第三者に著作者人格権を行使させない。ただし、契約相手方の固有の技術資料 (契約相手方が第三者から提供を受けたものを含む。) に係る著作権及び著作者人格権についてはこの限りでない。

- b) 官は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書の定めるところにより官に提出された契約相手方の固有の技術資料につき、この契約に関して防衛省が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、契約相手方の固有の技術資料に係る著作物を、防衛省の内部において複製、翻訳及び翻案することができる。ただし、当該技術資料のうち契約相手方の指定するものを除く。
- c) 官は、契約相手方から、a) 項により官が譲渡を受けた著作権の利用の許諾を求められた場合には、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、必要な事項は協議して定めるものとする。
- d) d) c) 項にかかわらず、契約相手方は、防衛省の使用に供する目的で、a) 項により官が譲渡を受けた著作権に係る著作物を複製し、翻訳し又は翻案することができる。
- e) 契約相手方は、知る限りにおいて、仕様書で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき特許権、実用新案権又は意匠権 (出願中を含む。) を報告する。また、契約相手方は、官に提出した技術資料に含まれている契約相手方の固有の技術資料の記載箇所及びb) 項ただし書きの指定について、官に報告する。以上の報告は、知的財産管理報告書を作成し、官に提出して行うものとする。
- f) 官は、契約書又は仕様書の定めるところにより官に提出された技術資料についての利用及び処分に関する権利を有する。ただし、当該技術資料に含まれている契約相手方の固有の技術資料については、この限りでない。

## 5.5 官の支援

契約相手方は、この契約を履行するにあたり、官の保有する施設、設備及び文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官側の規

則等を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

#### 5.6 発生材の処置

本事業で生じた発生材は、官と調整の上、契約相手方の責任において適切に廃棄、処分するものとする。

#### 5.7 器材等

契約相手方は、本事業に必要な器材等を準備するものとする。ただし、契約相手方は、防衛省市ヶ谷地区で本業務を実施する上で必要な場合には、官側と調整の上、器材の貸付等を受けることができるものとする。

#### 5.8 その他

- a) 契約相手方は、不可抗力以外で官側の設備及び器材等に損害を与えた場合は、その責任を負うものとする。
- b) 官側は、本役務中に発生した事故等について、官の責に帰する場合を除き、一切の責任を負わないものとする。
- c) 契約相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする
- d) 調達物品等が、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

#### 5.9 仕様書への疑義

契約相手方は、この契約の履行に当たり、本仕様書に対して疑義を生じた場合は、官側と協議する。